

「福島県内市町村、とくに避難指示等を受けた 15 市町村における震災復興特別交付税交付額、復旧・復興事業、維持補修費の動向(仮題)」¹

福島学院大学 木村陽子（地方財政研究会 2025 年 11 月 11 日(火)）

1. はじめに

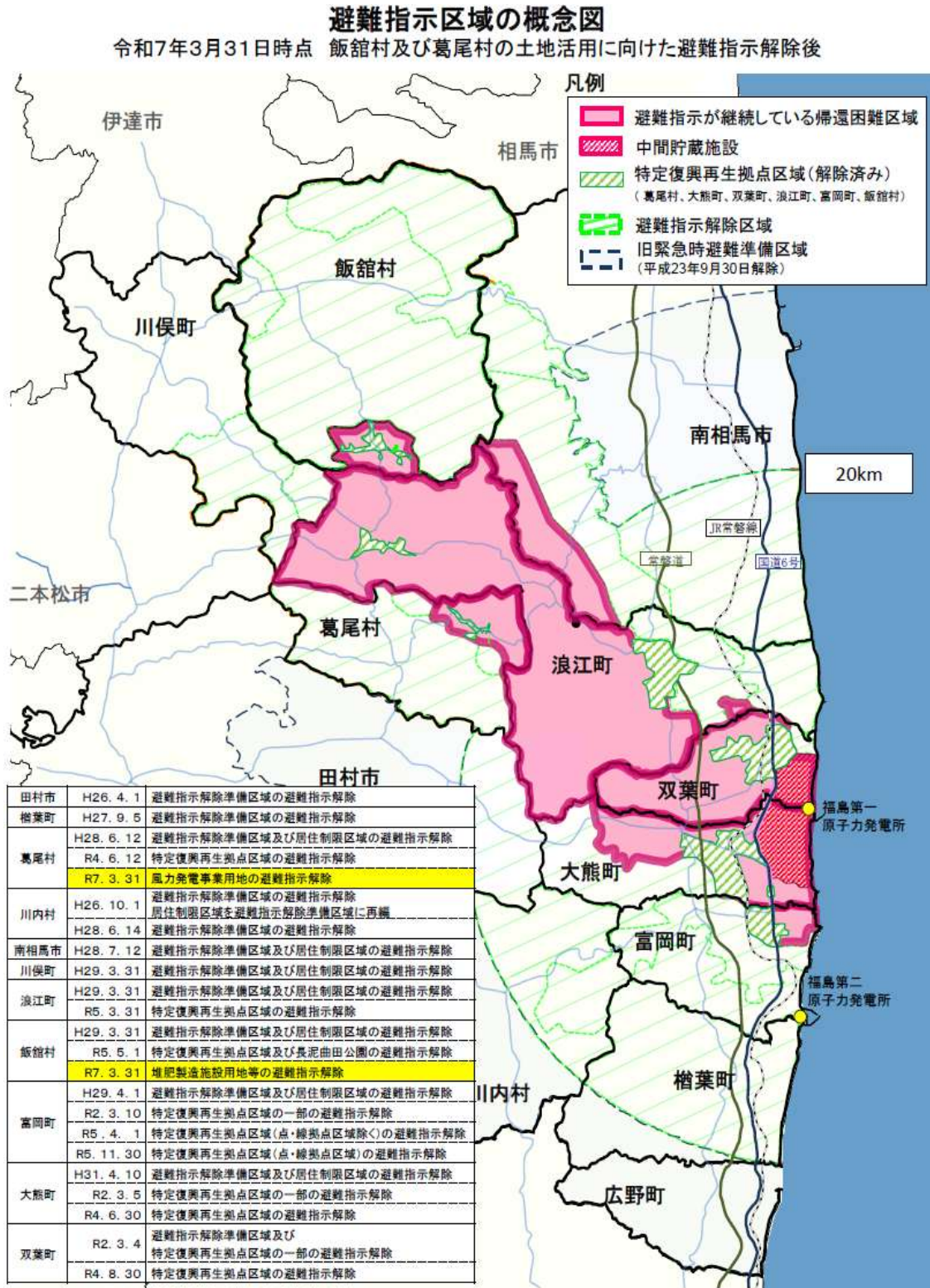
東日本大震災からの復旧・復興のための財源調達法等がこれまでの大災害とは違う。東日本大震災復興交付金(以下、復興交付金という)、福島再生加速化交付金、震災復興特別交付税等を創設し、新たな税負担や復興国債を発行すること等によって財源を求め、それらを東日本大震災復興特別会計(以下、復興特別会計という)で管理する仕組みをつくった。この背景には、これまでの大震災の経験を踏まえ、復興に対する考えの変化があった。

- (1) 復興交付金は、文字通り復興事業のための交付金であり、従来よりも国の負担はかさ上げされている。復興交付金を受けるには、被災自治体は計画を提出し、承認を得なければならない。また進捗状況の報告をしなければならない。福島再生加速化交付金は、東京電力福島第 1 原子力発電所事故の影響を受けた地域の住民の早期帰還、移住促進や福島県と市町村が実施する風評被害対策などのために交付される。
- (2) 震災復興特別交付税は、2011 年の第 3 次補正予算において制度が創設された。東日本大震災の被害の大きさと、被災自治体に弱小団体が多いこと等を踏まえ、復旧・復興事業にあたり被災自治体の負担をゼロ、もしくはそれに近いものに大幅に引き下げる役割を果たすものであり、復興交付金事業の地方負担や福島再生加速化交付金等の地方負担に充てられた。これまでになかった復興を促す財政的支援措置である。災害復旧事業(補助)および災害復旧事業(単独)の地方負担にも充てられた。
- (3) 大災害の復旧・復興事業のために整備された社会資本の維持補修費等が、地方財政の負担となりうることは、東日本大震以前にも、指摘されてきたところである。また、現在、全国で地方自治体の社会資本の更新や維持補修が課題となっている。東日本大震災後まもなく開催された某研究会でも、被災自治体の負担をゼロにすると「あまり使われないハコモノが増えるのではないか」という意見があった。本研究では個別のハコモノの維持補修費の領域には立ち入らず、各市町村の維持補修費について分析する。
- (4) 本研究では、次の4点を明らかにしたい。第1は、これまでになかった財政的支援措置である震災復興特別交付税の福島県内の各市町村における復興期間別の交付状況を、第2は、福島県内各市町村の復興事業の復興期間別の実施状況を、第3は、同じく復旧

¹ 本研究の上に立ち、福島県だけではなく、岩手県、宮城県の各市町村に対する分析を進め、被災 3 県の復興特別交付税ならびに復旧・復興事業を比較する以下の論文を作成した。地方財務協会主催地方財政研究会各委員の貴重なコメントに感謝を申し上げる。

木村 陽子「福島県内市町村、とくに避難指示等を受けた 15 市町村における震災復興特別交付税と復旧・復興事業の動向—岩手県内市町村と宮城県内市町村との比較において—」地域マネジメント研究紀要, 巻 1, p. 20-71, 発行年 2026-03-30 <https://fgu.repo.nii.ac.jp/records/2000085>

図2 避難指示区域の概念図（福島県 HP より）



2. 復興交付金と福島再生加速化交付金

東日本大震災においては、復興事業の主要な国費交付金は、復興交付金と福島再生加速化交付金である。これらの地方負担分に、震災復興特別交付税が充当される。復興交付金と福島復興加速化交付金について説明しよう。

復興交付金

復興交付金は、2011年12月に成立した「東日本大震災復興特別区域法」により創設された一括交付金であり、力をいれたのは、復興事業、とくにまちづくりである。地域が策定した復興計画の提出、修正、承認の過程を経て、事業が実施される。復興交付金の対象事業には、基幹事業と効果促進事業がある。

(1) 基幹事業

基幹事業の目的は、復興に必要な被災地域の生活インフラの整備をすることであり、ハード事業の実施である。具体的には、公営住宅や学校の整備、道路や下水道の整備、土地区画整理事業、防災集団移転などがある。5省(文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省)からの40事業が交付金の対象事業とである。

基幹事業の「基本国費率」は、事業区分に応じて決まっている。たとえば、防災集団移転促進事業では4分の3、土地区画整理事業であれば2分の1である。さらに地方負担分の2分の1について国費で負担をし、残りの地方負担分について震災復興特別交付税を充てることで地方負担をゼロにする。

(2) 効果促進事業

効果促進事業については、基幹事業の効果を促進することを目的としたハードとソフト両方の事業であり、団地内のコミュニティ施設等、製品の新品開発などがある。効果促進事業の国庫補助率80%で基幹事業の事業費の35%が上限であり、残りの地方負担分を震災復興特別交付税で手当し、地方負担分はゼロである。

復興交付金は、復興2期目「復興・創生期間」の終了年である2020年度に廃止された。ただし、やむを得ない事情による場合には、すでに認められ予算が計上された事業についてのみ、継続することができる。

福島再生加速化交付金

福島再生加速化交付金は、福島復興再生特別措置法に基づき、2014年に創設された。東日本大震災と東京電力福島第一原発事故により、住民に避難指示が出された主な12市町村が交付対象である。しかし、東京電力福島第一原子力発電所事故に関係する、県や他の市町村事業にも交付されている。避難指示解除のあと、早期帰還や移住を促し、当該区域の復興を目的としたものであるとともに、福島県や県内市町村の福島県の魅力発信や風評被害の払拭を図る情報発信などにもあてられる。

福島再生加速化交付金の国庫補助率の割合は、交付対象事業や事業内容によっても異なる。

また、国庫補助率は地方公共団体負担分の 50%の追加支援を含む。

3. 震災復興特別交付税の概要

(1)震災復興特別交付税の算定項目

震災復興特別交付税の算定項目は、国直轄・補助事業(復旧・復興)、災害復旧事業(単独)を含む地方単独事業、地方税収の減収補填等である。順次説明する。

①国直轄・補助事業の復旧事業

国直轄・補助事業の復旧事業においては、国費の割合を 90%以上と通常の災害措置(例:道路 3 分の 2 以上)よりもかさ上げし、地方負担も、通常の災害であれば、地方債の発行(元利償還金の95%を後年度負担)とするところを、震災復興特別交付税を充てることで、ゼロとした。なお、東日本大震災からの復興・創生期間(2016~20)の初年度にあたる 2016 年以降、国直轄・補助事業の復興事業については、地方負担の 95%とした(復興の基幹的事業及び原子力事故災害に由来する事業を除く)。全国共通課題への対応の性質を併せ持つ事業(例:道路整備事業)という理由である。

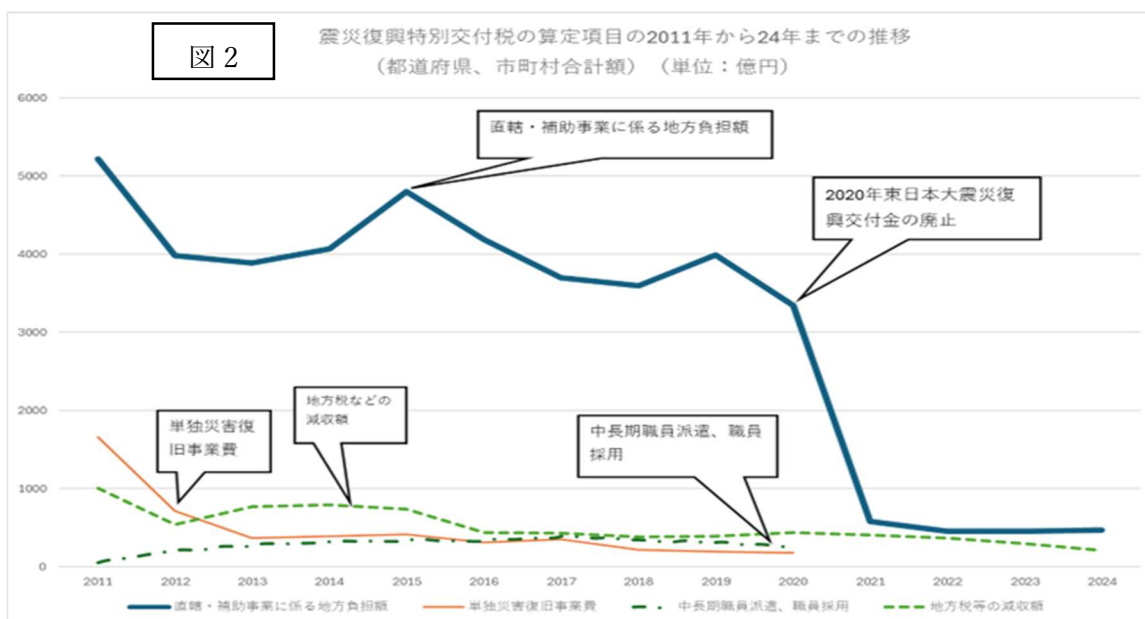
②被災団体が実施する地方単独事業

被災団体が実施する地方単独事業、たとえば、単独災害復旧事業、他の自治体からの中長期職員の受け入れにかかる費用、採用にかかる費用、原発事故対策(除染、風評被害対策)について、震災復興特別交付税を充てることで、地方負担分をゼロとした。

③地方税の減収

地方税の減収分の補填に震災特別交付税を充てることにした。

(主な算定項目の動向)



主な算定項目で見ると、震災復興特別交付税の 8 割は、直轄・補助事業に係わる地方負担額と地方単独事業(単独災害復旧事業費)に利用され、そのうち、割合が大きいのが直轄・補助事業に係わる地方負担額である。具体的に言えば、たとえば、直轄・補助事業については、災害復旧事業(補助)の地方負担分、復興交付金の地方負担分、福島再生加速化交付金の地方負担分などである。

図2は、震災復興特別交付税の主な算定項目について、2011 年度から 2024 年度まで交付額の推移を見たものである。2011年度では、直轄・補助事業に係る地方負担額に 5,221 億円(構成比は 64%。以下同じ)、単独災害復旧事業費に 1,656 億円(20%)であり、直轄・補助事業に係る地方負担額のシェアが大きい。

直轄・補助事業費に係る地方負担額の主な内訳は、公共土木施設災害復旧が 1,114 億円、中小企業組合等共同施設等災害復旧事業が 740 億円、水産業協同利用施設等災害復旧が 648 億円、災害救助費が 640 億円、災害廃棄物処理が 240 億円であった。単独災害復旧事業費の主な内訳は、道路・河川が 511 億円、農林漁業施設が 203 億円、下水道が 159 億円、地方税の減収額が 1,005 億円、中長期職員派遣、職員採用が 48 億円、非常勤職員公務災害補償及び消防・警察賞じゅつ金が 131 億円、原発事故関係(除染、風評被害対策等)が 47 億円であった。

2024年度で、震災復興特別交付税交付総額は750億円であり、内訳は直轄・補助事業費に係る地方負担額が 471 億円(63%)、地方単独事業が 109 億円(15%。このうちハード事業は数億円)、地方税等の減収額の補填が 210 億円であった。

直轄・補助事業については、2020 年の復興交付金の廃止を契機に大幅に減少した。地方単独災害復旧事業費は、2011 年度から 2013 年にかけて減少し、その後はなだらかに減少し、現在は数億円規模となっている。

4. 震災復興特別交付税の交付状況

震災復興特別交付税に対する需要は大きく、2011 年度から 2024 年度までで、交付累計額は 5 兆 7,317 億円にのぼる。2011 年度の交付額は 8134 億円(道府県分 4867 億円、市町村分 3267 億円)であったが、直近の 2024 年度では、2010 年代の 10 分の 1 程度に縮小したが、それでも 750 億円(道府県分 340 億円、市町村分 410 億円)である。

(1)被災 3 県(岩手県、宮城県、福島県)の交付状況

全期間を通じて、被災 3 県(岩手県、宮城県、福島県、県分+市町村分)の交付状況は、震災復興特別交付税総額の 84%にのぼるが、県分(85%)が市町村分(83%)よりも総額に占める割合が大きい(表 1 を参照のこと)。

集中復興期間(2011~15)の、道府県分合計に占める被災 3 県の割合は 81%であったが、復興・創生期間(2016~20)では 90%、第 2 期復興・創生期間(2021~24)では 92%に上

昇した。集中復興期間(2011～15)の震災復興特別交付税の市町村分交付合計額に占める被災3県内市町村交付額の割合は、82%であったが、復興・創生期間(2016～20)では83%、第2期復興・創生期間(2021～24)では85%と、後の期間になるほど、被災3県の県分も市町村分も全体にしめる割合が大きくなっている。

集中復興期間(2011～15)と復興・創生期間(2016～20)を通じて、被災3県において県に対する震災復興特別交付税額が市町村に対する交付額が大きく、県が復興活動を牽引していることがうかがえる。

表1 道府県、被災3県別・復興期間別にみた震災復興特別交付税の交付状況

	集中復興期間		復興・創生期間		第2期復興・創生期間		全期間	
	(2011～15)		(2016～20)		(2021～24)		(2011～24)	
	交付額計(億円)	割合(%)	交付額計(億円)	割合(%)	交付額計(億円)	割合(%)	交付額計(億円)	割合(%)
道府県分全国計 (A)	17,913	(A)/(B)	12,847	(A)/(B)	1,221	(A)/(B)	31,961	(A)/(B)
うち被災3県分 (B)	14,514	(81)	11,541	(90)	1,127	(92)	27,183	(85)
市町村分全国計 (C)	13,971	(C)/(D)	9,174	(C)/(D)	2,012	(C)/(D)	25,157	(C)/(D)
うち被災3県内市町村計(D)	11,441	(82)	7,637	(83)	1,719	(85)	20,797	(83)
全国計 (E)	31,883	(E)/(F)	22,201	(E)/(F)	3,233	(E)/(F)	57,317	(E)/(F)
うち被災3県と県内市町村計(F)	25,955	(81)	19,179	(86)	2,846	(88)	47,980	(84)

資料) 総務省『地方財政状況調査』各年度 出所) 筆者が作成

(2)被災3県(岩手県、宮城県、福島県)の復興期間別の震災復興特別交付税の分布

表2は、被災3県(岩手県、宮城県、福島県)の復興期間別の震災復興特別交付税の分布を示したものである。宮城県は、宮城県に対する交付総額の68%を復興集中期間(2011～15)に、残りを復興・創生期間(2016～2020)に受け、第2期復興・創生期間(2021～2024)には交付を受けていない。

仙台市も似通った動きを示し、仙台市に対する交付総額の75%を復興集中期間(2011～15)に、残りを復興・創生期間(2016～2020)に受け、第2期復興・創生期間(2021～2024)には3%の交付を受けた。避難指示も受けず、経済力のある自治体は、大震災と津波からの復旧・復興に早期に着手したことが窺える。仙台市を除く宮城県内市町村も復興集中期間(2011～15)に仙台市を除く宮城県内市町村に対する交付総額の58%の交付を受け、復興・創生期間(2016～20)には38%を、第2期復興・創生期間(2021～24)で3%の交付を受けた。

岩手県では、復興集中期間(2011～15)に岩手県に対する交付総額の50%の交付を受け、復興・創生期間(2016～20)には49%の交付を受けた。岩手県内市町村では、復興集中期間(2011～15)に岩手県内市町村に対する交付総額の58%の交付を受け、復興・創生期間(2016～20)には39%を、第2期復興・創生期間(2021～24)では4%の交付を受けた。岩手県も、復興集中期間(2011～15)が多く、復興・創生期間(2016～20)はやや少なく、第2期復興・創生期間(2021～24)はほとんど交付を受けていない。

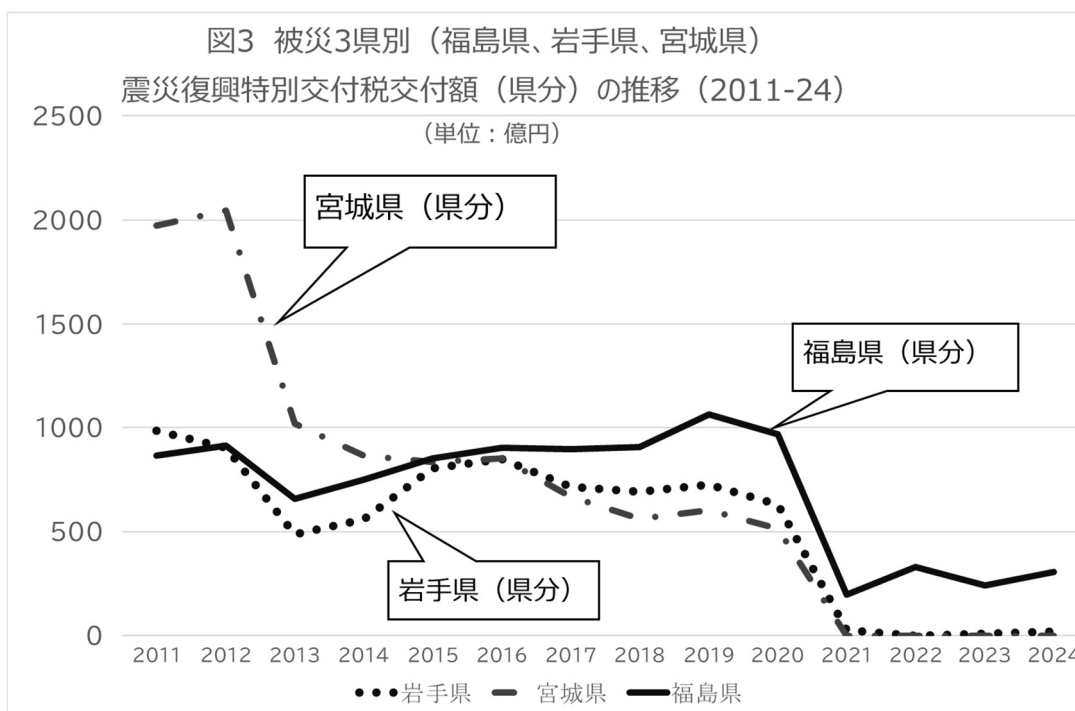
一方、福島県では、違う動きを示している。福島県は、復興集中期間(2011～15)に福島県に対する交付総額の41%の交付を受け、復興・創生期間(2016～20)には48%とさらに伸び、第2期復興・創生期間(2021～23)には11%で、まだ無視できない割合である。福島県内市町村分では、復興集中期間(2011～15)が45%、復興・創生期間(2016～20年)が37%で、第2期復興・創生期間(2021～24)では19%でこれまた無視できない割合である。福島県は、12市町村のうち、避難指示区域の指定並びに解除時期と大きな関係がある。福島県では、2014年以降に避難指示解除が続き、復興の重点が、他の県よりも後倒しになったことである。福島県は、2020年の復興交付金廃止後も、200億円から300億円規模の交付額である。

表2 被災3県における震災復興特別交付税の復興期間別の交付額と構成割合の推移
-県分及び市町村分について-

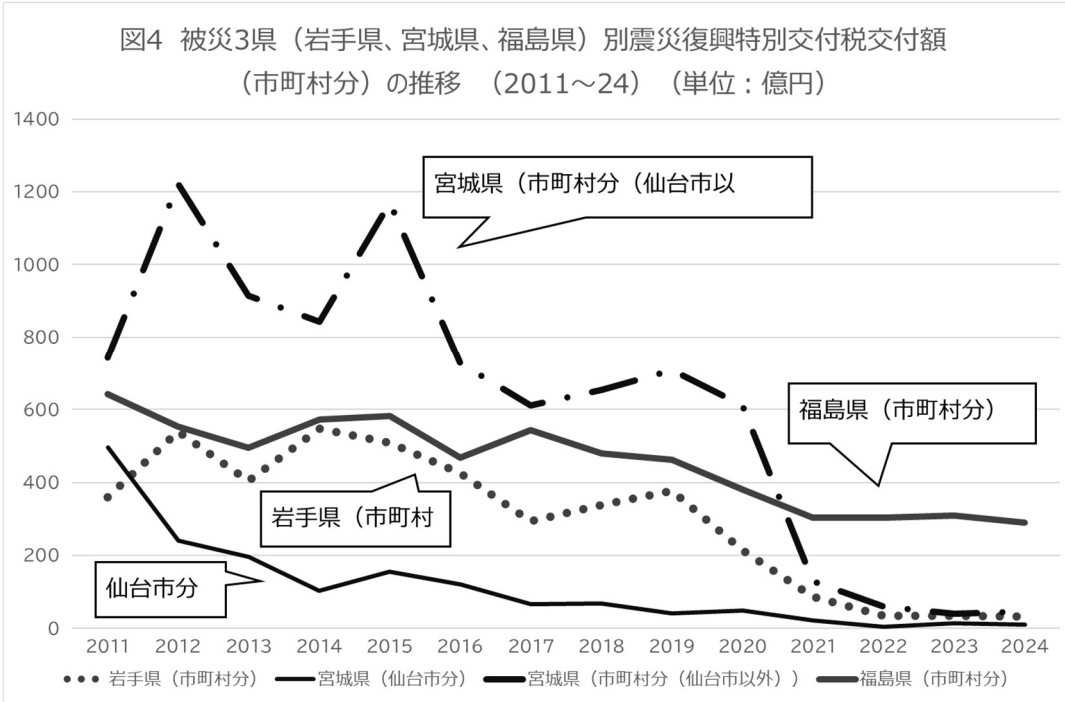
	集中復興期間(2011~15)		復興・創生期間(2016~20)		第2期復興・創生期間(2021~24)		全期間(2011~2024)	
	交付額計(億円)	構成比(%)	交付額計(億円)	構成比(%)	交付額計(億円)	構成比(%)	交付額計(億円)	構成比(%)
福島県(県分)	4,038	(41)	4,732	(48)	1,071	(11)	9,841	(100)
福島県(市町村分)	2,842	(45)	2,333	(37)	1,205	(19)	6,380	(100)
岩手県(県分)	3,738	(50)	3,611	(49)	56	(1)	7,405	(100)
岩手県(市町村分)	2,360	(56)	1,647	(39)	186	(4)	4,193	(100)
宮城県(県分)	6,738	(68)	3,198	(32)	0	(0)	9,937	(100)
宮城県(仙台市分)	1,192	(75)	347	(22)	52	(3)	1,591	(100)
宮城県(仙台市以外の市町村分)	5,047	(58)	3,310	(38)	276	(3)	8,633	(100)

資料) 総務省『地方財政状況調査』(各年度) 出所) 筆者が作成

(被災3県(岩手県、宮城県、福島県)(県分)の比較)



(被災3県(岩手県、宮城県、福島県)(市町村分)の比較)



(3)震災復興特別交付税の福島県内市町村の交付状況

表3に見るように、当然、財政規模の大きな市の交付割合が大きくなる。福島市、郡山市、須賀川市は集中復興期間(2011~15)に復興事業をかなり終えていることを窺わせる。一方、浜通りの津波被害を受けた地域にある市町村に加え、避難指示を受けた15市町村を見ると、次の事が言える。広域的な避難指示を受けていないが津波被害を受けた相馬市は、集中復興期間(2011~15)に集中して復興事業を行い、同じく広域的な避難指示を受けていないが、広範囲に津波被害を受けた中核市市は、全期間にわたって、交付割合が大きいけどちらかと言えば集中復興期間に重きをおいていることが窺える。

南相馬市は、広範囲に津波被害を受けた地域の復旧・復興事業とともに、避難指示解除区域の復旧・復興を担い、全期間を通して交付割合が大きい。大熊町は、復興・創生期間(2016~20年)に、交付割合が大きくなり、浪江町は復興・創生期間(2016~20年)、第2期復興・創生期間(2021~24年)に大きくなり、双葉町は全町避難指示解除が最も遅くなったことなどを反映して、それほど交付割合は大きくはない。

復興・創生期間(2016~20年)以降は、とくに楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、飯館村の交付割合が大きくなっている。このことは、避難指示解除の時期および、復興交付金の復興交付金は2020年度をもって廃止されたが、やむを得ない事情により未完了となった一部の事業については、2020年度までに計上された予算の範囲内で支援を継続すること、および福島再生加速化交付金関連の事業の存在がある。

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
震災、津波、原子力発電所事故被害の大きかった15市町村計	52	67	66	62	68	82	81	70	74	69	80	78	90	90
川俣町	1	0	1	2	2	1	3	1	1	1	1	2	1	1
田村市	2	1	1	2	1	1	1	2	7	4	5	2	2	1
相馬市	2	11	8	1	10	4	2	2	4	4	2	2	1	1
南相馬市	14	14	15	10	11	18	14	12	13	15	14	13	13	16
広野町	2	2	2	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
楡葉町	1	3	4	3	4	6	7	3	5	1	3	2	3	4
富岡町	3	3	4	4	4	14	5	9	3	4	3	5	2	4
川内村	0	1	0	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1
大熊町	2	2	3	3	2	6	3	6	5	6	12	12	16	15
双葉町	1	1	2	2	1	2	2	5	9	6	3	4	4	6
浪江町	3	4	5	6	5	9	15	14	10	11	13	10	17	14
葛尾村	0	0	1	1	1	2	1	2	1	1	3	2	1	1
新地町	2	5	3	4	4	2	1	1	2	2	7	6	5	4
飯館村	1	1	1	1	1	2	6	2	5	3	4	4	5	5
いわき市	19	18	18	20	19	14	18	10	7	10	6	11	18	16
その他市町村計	48	33	34	38	32	18	19	30	26	31	20	22	10	10
福島市	10	6	8	9	3	2	3	4	3	7	1	2	1	2
郡山市	9	11	5	8	10	4	3	5	2	3	6	11	1	1
須賀川市	5	6	5	9	6	3	4	8	1	1	1	1	0	0
合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

注) は5~9%を、 は、10%以上を示す。
総務省報道資料をもとに筆者が作成

(4)12 市町村の避難指示解除時期

年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	
川俣町	避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示					2017. 3.31 (解除)								
田村市	避難指示解除準備区域の避難指示					2014. 4.1 (解除)								
相馬市														
南相馬市	避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示					2016. 7.12 (解除。帰還困難地域を除く)								
広野町	2011.9.30緊急時避難準備区域解除、2012.3.31避難指示解除													
楡葉町	避難指示解除準備区域の避難指示					2015. 9.5 (解除)								
富岡町	避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示					2017.4.1 (解除。帰還困難地域を除く)								
	特定復興再生拠点区域の避難指示					2020.3.10 (一部解除)								
	特定復興再生拠点地域の避難指示					2023.4.1 (解除(点・線拠点区域除く))								
川内村	特定復興再生拠点地域(点・線拠点区域)の避難指示					2023.11.30 (解除)								
	避難指示解除準備区域の避難指示													
	避難指示解除準備区域の避難指示					2014.10.1 (解除し、居住制限区域を避難指示解除準備区域に再編)								
大熊町	避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示					2016.6.14 (解除)								
	避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示					2018.4.24 (準備宿泊を開始。帰還困難地域を除く)								
	避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示					2019. 4.1 (解除。帰還困難地域を除く)								
	特定復興再生拠点区域の避難指示					2019.3.5 (一部解除)								
双葉町	特定復興再生拠点区域の一部を除く避難指示継続					2022.6.30 (解除)								
	避難指示解除準備区域の避難指示					2019. 3. 4 (解除。帰還困難地域を除く)								
	特定復興再生拠点区域の避難指示					2019. 3.4 (一部解除)								
浪江町	特定復興再生拠点区域の一部を除く避難指示継続					2022.8.30 (解除)								
	避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示					2017. 3.31 (解除。帰還困難地域を除く)								
	特定復興再生拠点区域の避難指示					2023.3.31 (解除)								
葛尾村	避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示					2016.6. 12 (解除。帰還困難地域を除く)								
	特定復興再生拠点区域の避難指示					2022. 6.12 (解除)								
新地町	風力発電事業用地の避難指示													
飯館村	避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示					2017.3.31 (解除、帰還困難地域を除く)								
	特定復興再生拠点区域及び長泥曲田公園の避難指示					2023.5.1 (解除)								
	堆肥製造施設用地等の避難指示													
いわき市														

福島県によると、2025年9月10日現在、福島第一原子力発電所事故による避難指示区域については、現在、7市町村(南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村)の一部に帰還困難区域が設定されている。
注) は避難を指示された期間
福島県庁及び復興庁公開資料より、筆者が表を作成。

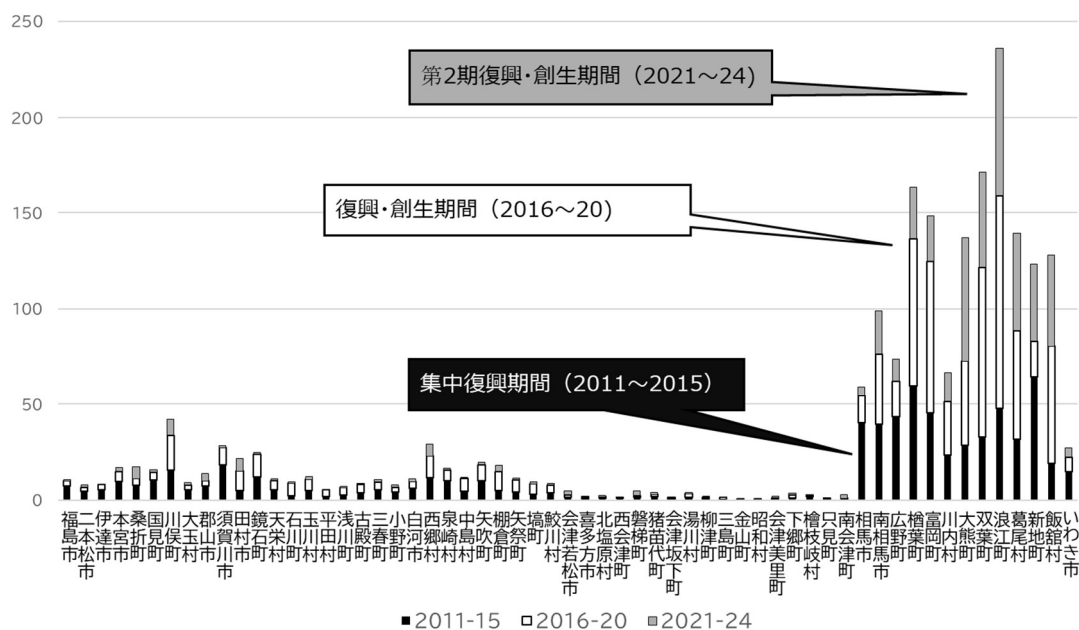
これまでは、福島県内市町村に交付された震災復興特別交付税総額に占める各市町村の交付額、すなわち交付割合をみてきたが、それは、地方自治体間の財政規模の差を考慮したものではない。財政規模を基本に考えてみることにしよう。

5. 福島県内市町村の震災復興特別交付税の交付状況

本節では、福島県内市町村の震災復興特別交付税の交付状況をまず確認したい。財政規模の異なる地方自治体に交付された震災復興特別交付税額の比較をするにあたって、東日本大震災からの復旧・復興のための特別のニーズを反映して、歳入も歳出も変動しやすいため、それらを母数とはしない。本稿では、震災復興特別交付税の標準財政規模に対する割合を指標とする。

図5は、福島県内市町村について、集中復興期間(2011～15)、復興・創生期間(2016～20)、第2期復興・創生期間(2021～24)の3つの期間に分けて、震災復興特別交付税の標準財政規模に対する割合の年平均を示したものである。

図5 震災復興特別交付税の標準財政規模に対する割合 (%)
福島県内市町村別・期間別 (年平均) 交付状況



これによると、次の事が言える。

- ① 福島県内市町村の地域性が、良く出ている。15 市町村のうち、田村市を除き、2011 年から 2024 年までの 3 つの復興期間を通して、他の地域よりも交付割合が群を抜いて大きく、被害の大きさを反映している。
- ② 福島第 1 原子力発電所の事故により、避難指示が出た 12 市町村については、南相馬市な

どを除き、集中復興期間(2011～2015)よりも復興創生期間(2016～2020)の方が大きく伸びた。2014年以降避難指示が解除されはじめたこと、避難指示地域の市町に占める面積の割合の差からも、違いが出る。大震災と津波被害にとどまった市町村については、おおむね集中復興期間(2011～2015)の交付割合がのちの期間よりも大きい。

- ③ 会津地方は、比較的被災の程度が小さかったこともあり、震災復興交付税の利用が他の県内市町村と比較して低い。

6. 福島県内市町村の投資的経費の執行状況

福島県内市町村の投資的経費のうち、災害復旧事業(補助)、災害復旧事業(単独)、普通建設事業(補助)のそれぞれについて、標準財政規模に対する割合を算出し、福島県内市町村において、復興期間別にどのような特徴を示すのかを見てみよう。

(1) 災害復旧事業(補助)

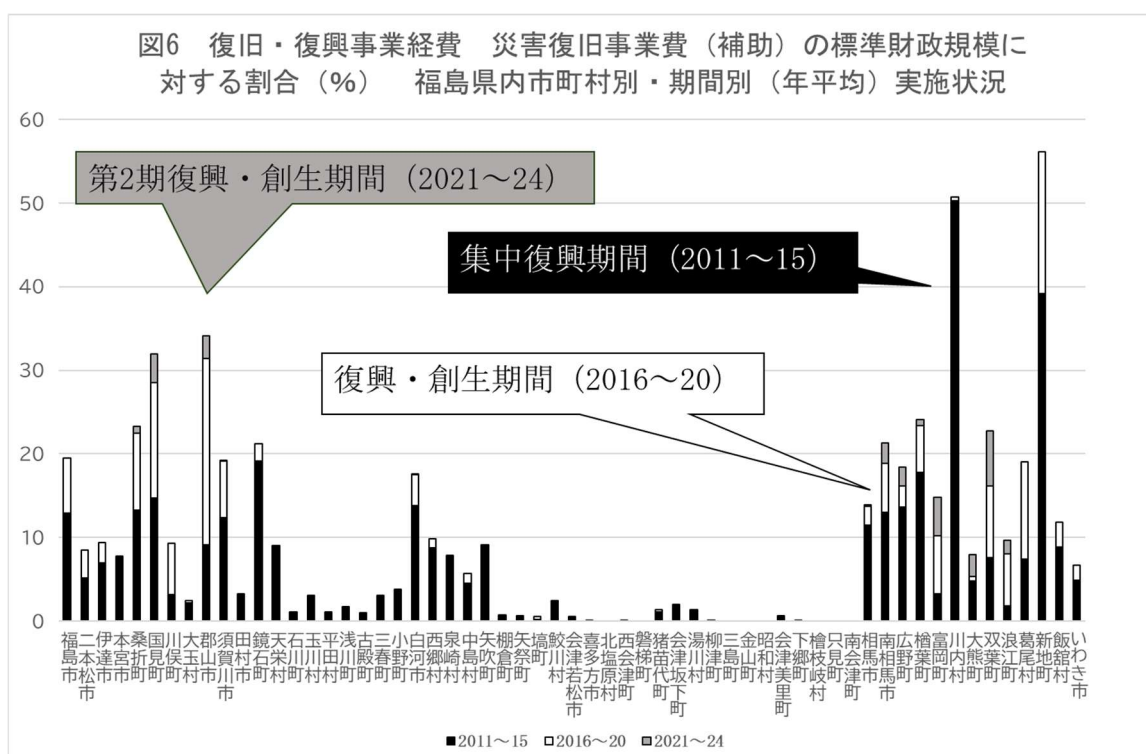


図6は、復旧・復興事業経費における災害復旧事業費(補助)の標準財政規模に対する割合を、福島県内の各市町村別にみたものである。復旧・復興事業経費における普通建設事業費(補助)の標準財政規模に対する割合と比べると割合が低い(図6を参照のこと)。

2011年度は、福島県は、3月の東日本大震災と7月の新潟・福島豪雨の2つを経験した。後

者では、只見町等会津地方の被害が大きかった。集中復興期間(2011～15年)の災害復旧事業(補助)においては、新地町、川内村が突出していることを除けば、15市町村と他の市町村の特段の差は見られない。川内村は2011年3月16日に全村民が郡山市に避難、2013年後半から帰村を開始したが、帰村に向けて集中・復興期間中に生活基盤の整備を最優先した。第2期復興・創生期間(2021～24)の15市町村の割合は他の市町村に比べてやや大きい傾向があると言える。

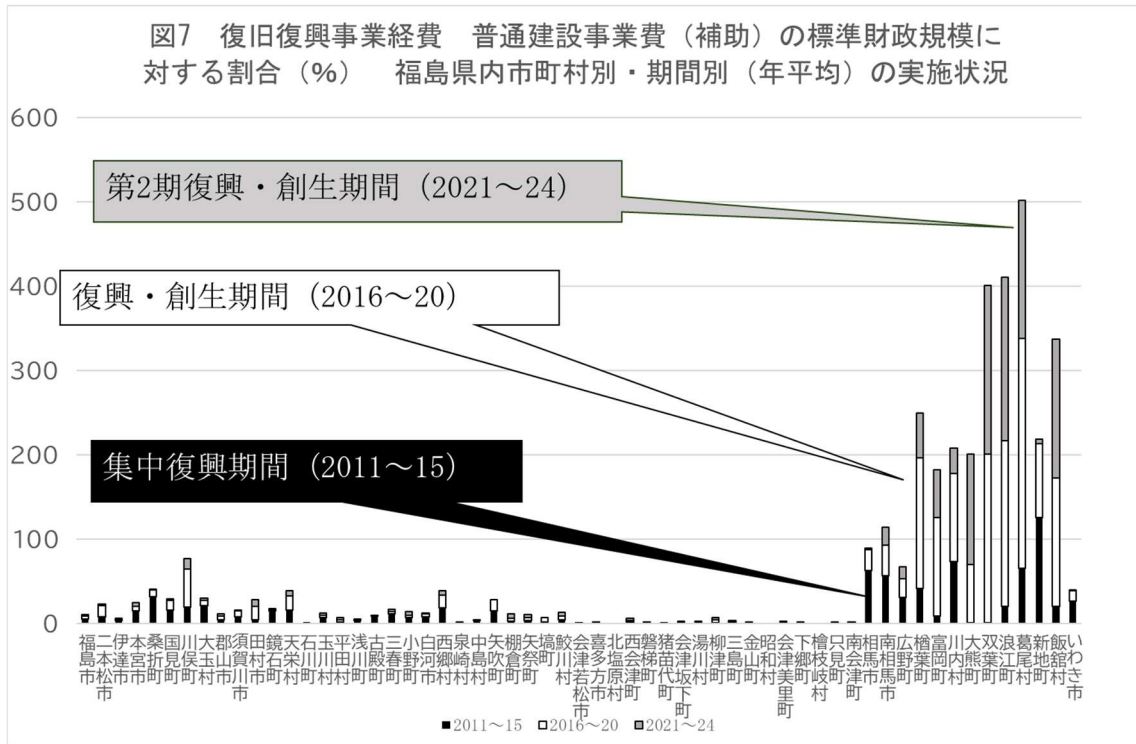
(2)普通建設事業(補助)

図7は、復旧・復興事業経費における普通建設事業費(補助)の標準財政規模の割合(%)を福島県内の各市町村別に示したものである。集中復興期(2011～15)においては、15市町村のうち、大熊町、双葉町、富岡町を除く市町村の普通建設事業費(補助)の標準財政規模に対する割合(%)が相対的に大きい。復興・創生期間(2016～20)には、大熊町、双葉町、富岡町を含み、普通建設事業費(補助)の割合は非常に大きく、第2期復興・創生期間(2021～2024)においてさらに割合が大きくなっている町村もある。

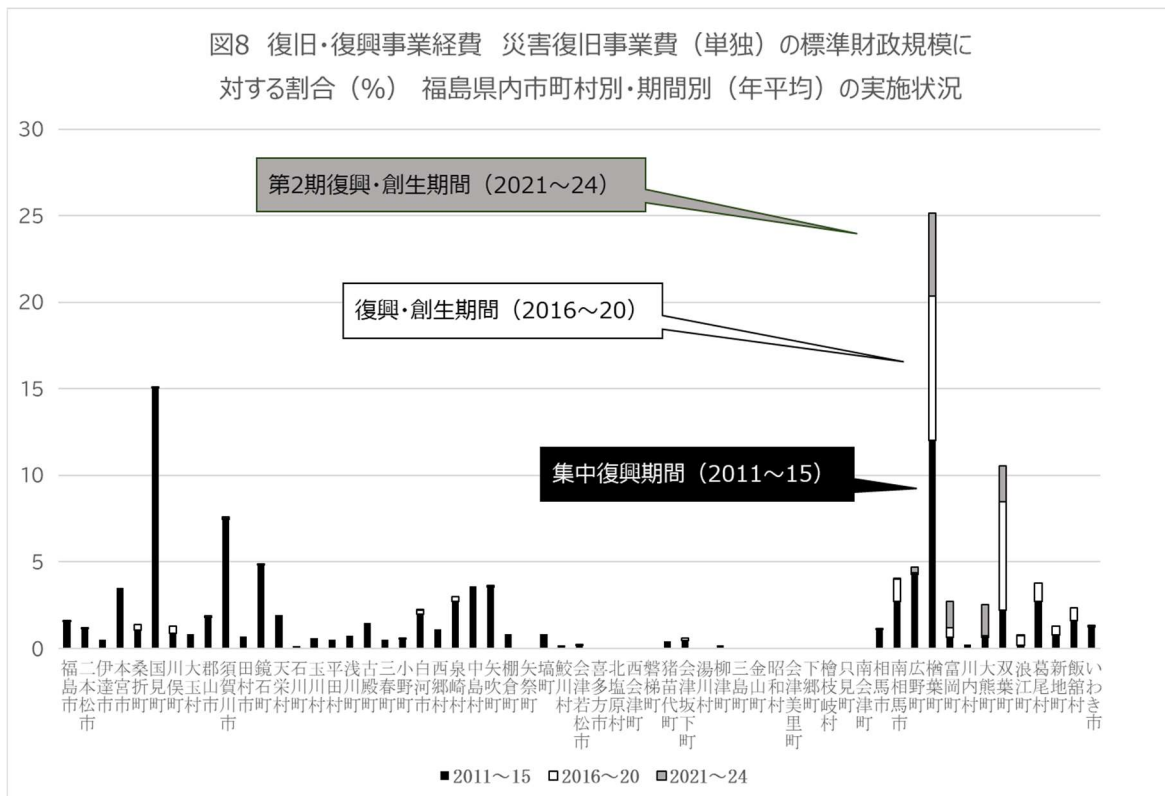
このことは、復興集中期間(2011～15)に計画された普通建設事業費(補助)の執行時期が復興・創生期間(2016～20)にずれこんだものもあること、避難解除が遅れた地域が、復興・創生期間(2016～20)に本格的な復興事業にとりかかったこと、それが第2期復興・創生期間(2021～24)にも継続されていること等を示す。また、表5に示すように、第2期復興・創生期間(2021～24)において、帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の整備をするのは、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村であり、これらの町村の割合が大きい。

	区域面積	居住人口目標	認定日	解除日
双葉町	約555ha	約2,000人	2017.9.15	2022.8.30
大熊町	約860ha	約2,600人	2017.11.10	2022.6.30
浪江町	約661ha	約1,500人	2017.12.22	2023.3.31
富岡町	約390ha	約1,600人	2018.3.9	2023.11.30
飯館村	約196ha	約 180人	2018.4.20	2023.5.1
葛尾村	約 95ha	約 80人	2018.5.11	2022.6.12
復興庁資料、福島県資料より筆者が作成				

このように、普通建設事業(補助)は顕著な地域性がみられる。普通建設事業(補助)の標準財政規模に対する割合は、災害復旧事業のそれと比べて規模も大きい。



(3)災害復旧事業費(単独)



7. 維持補修費の状況

復旧・復興事業経費における福島県内市町村の維持補修費の標準財政規模に対する割合について、2010年から2024年までの動向をみよう。維持補修費の指標として、次の2種類を取り上げる。復旧・復興事業経費における維持補修費(性質別歳出決算額計)、市町村の実質的な財政負担を示す一般財源等が負担する維持補修費である。維持補修費(性質別歳出額決算額)には、維持補修に対する特別補助金なども含まれる。なお維持補修費は、復興交付金の対象ではない。結果を、中通りの市町村について示したのが表6、会津の市町村について示したのが表7、浜通りの市町村について示したのが表8である。

(1)維持補修費の標準財政規模に対する割合—福島県中通りの市町村について

復旧・復興事業経費における維持補修費(性質別歳出決算額計)、市町村の実質的な財政負担を示す、一般財源等が負担する維持補修費である。維持補修費(性質別歳出額決算額)には、維持補修に対する特別補助金等が含まれる場合がある。福島県中通りの各市町村について維持補修費(計)と維持補修費(一般財源等)の標準財政規模に対する割合は小さい(表6を参照のこと)。維持補修費(計)の標準財政規模に対する割合は、2020年度において中島村の10.5%、2022年度において三春町の3.2%が目立つ程度である。中島村も三春町も維持補修費(一般財源等)の標準財政規模に対する割合は0.0であり、中島村も三春町も半分が国庫負担金であり、特別財源が大きかった。15市町村に含まれる川俣町は中通りの市町村では割合が大きく、毎年度維持補修費がかかっている。田村市の割合が小さい。

(2)維持補修費の標準財政規模に対する割合—福島県会津の市町村について

福島県会津の各市町村について維持補修費(計)と維持補修費(一般財源等)の標準財政規模に対する割合はともに小さく、最大で2020年度の柳津町の0.6%であり、維持補修費の支出がない年度も多い(表7を参照のこと)。柳津町の維持補修費の財源は、繰入金と一般財源等である。

(3)維持補修費の標準財政規模に対する割合—福島県浜通りの市町村について

福島県浜通りの各市町村について維持補修費(計)と維持補修費(一般財源等)の標準財政規模に対する割合は、相馬市、いわき市、避難指示の解除が遅くなった双葉町、浪江町において非常に小さいことを除けば、浜通りの市町村の市町村の割合は、中通りや会津に比べて大きい(表8を参照のこと)。富岡町、大熊町、楡葉町、葛尾村、飯館村において、近年の維持補修費(計)の標準財政規模に対する割合が大きい。国庫負担等の特定財源の割合が大きいことも特徴である。一般財源等で充当する維持補修費の標準財政規模に対する割合は、富岡町と飯館村において、2024年度では3%となっている。

表6 復旧・復興事業経費における維持補修費(計)ならびに維持補修費(一般財源等)の標準財政規模に対する割合(%)の推移(2011~24)

一福島県中通り各市町村一		2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
福島市	維持補修費(計)/標準財政規模(%)	0.0													
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)	0.0													
二本松市	維持補修費(計)/標準財政規模(%)	0.1	0.0	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
伊達市	維持補修費(計)/標準財政規模(%)	0.1	0.0			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)	0.1	0.0			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
本宮市	維持補修費(計)/標準財政規模(%)	0.0		0.1	0.1		0.1			0.0		0.0	0.1	0.0	0.0
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)	0.0		0.0	0.1		0.1			0.0		0.0	0.0	0.0	0.0
桑折町	維持補修費(計)/標準財政規模(%)	0.2	0.0	0.1	0.2	0.1	0.4	0.1	0.0		0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
国見町	維持補修費(計)/標準財政規模(%)	0.1	0.5									0.0	0.0	0.0	
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)	0.1	0.5									0.0	0.0	0.0	
川俣町	維持補修費(計)/標準財政規模(%)	0.0	0.0	0.1	0.0	0.5	0.0	0.0	0.2	0.8	0.8	0.8	0.9	0.9	1.0
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)	0.0	0.0	0.1	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
大玉村	維持補修費(計)/標準財政規模(%)	0.1	0.0				0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)	0.0	0.0				0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
郡山市	維持補修費(計)/標準財政規模(%)	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
須賀川市	維持補修費(計)/標準財政規模(%)		0.0	0.2		0.0	0.0		0.1	0.4	1.0				
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)		0.0	0.2		0.0	0.0		0.1	0.3	0.0				
田村市	維持補修費(計)/標準財政規模(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0					0.0		
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0					0.0		
鏡石町	維持補修費(計)/標準財政規模(%)	0.2	0.1			0.0	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0			0.0
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)	0.2	0.0			0.0	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0			0.0
天栄村	維持補修費(計)/標準財政規模(%)													0.0	0.0
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)													0.0	0.0
石川町	維持補修費(計)/標準財政規模(%)	1.6	1.7												
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)	1.6	0.0												
玉川村	維持補修費(計)/標準財政規模(%)	0.3	0.0	0.1	0.1										
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)	0.3	0.0	0.0	0.0										
平田村	維持補修費(計)/標準財政規模(%)	0.2	0.1	0.0		0.0	0.0								
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)	0.2	0.1	0.0		0.0	0.0								
浅川町	維持補修費(計)/標準財政規模(%)	0.0													
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)	0.0													
古殿町	維持補修費(計)/標準財政規模(%)	0.6													
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)	0.5													
三春町	維持補修費(計)/標準財政規模(%)	0.3			0.0	0.0	0.0			0.0	0.0	1.3	3.2		0.0
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)	0.1			0.0	0.0	0.0			0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
小野町	維持補修費(計)/標準財政規模(%)	0.3	0.0					0.1	0.2						
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)	0.2	0.0					0.1	0.2						
白河市	維持補修費(計)/標準財政規模(%)	1.7	0.1					0.1	0.4	0.0	0.3	0.5	1.2	0.0	
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)	0.0	0.0					0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
西郷村	維持補修費(計)/標準財政規模(%)	0.8	0.0	0.0		0.0		0.0			0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)	0.1	0.0	0.0		0.0		0.0			0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
泉崎村	維持補修費(計)/標準財政規模(%)	0.0													
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)	0.0													
中島村	維持補修費(計)/標準財政規模(%)	0.0		0.0			0.0				10.5				
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)	0.0		0.0			0.0				0.0				
矢吹町	維持補修費(計)/標準財政規模(%)		0.0												
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)		0.0												
棚倉町	維持補修費(計)/標準財政規模(%)														
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)														
矢祭町	維持補修費(計)/標準財政規模(%)	0.2		0.0	0.1										
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)	0.1		0.0	0.0										
塚町	維持補修費(計)/標準財政規模(%)			0.0	0.0										
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)			0.0	0.0										
鮎川村	維持補修費(計)/標準財政規模(%)	0.1	0.3												
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)	0.1	0.1												

注) 空欄は維持補修費がゼロであったことを示す。

出所) 『地方財政状況調査』を資料として筆者が作成

2~3%

3~5%

5~10%

10%~

表7 復旧・復興事業経費における維持補修費(計)ならびに維持補修費(一般財源等)の標準財政規模に対する割合(%)の推移(2011~24)
 ー福島県会津各市町村ー

		2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
会津若松市	維持補修費(計)/標準財政規模(%)	0.1													
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)	0.0													
喜多方市	維持補修費(計)/標準財政規模(%)	0.0													
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)	0.0													
北塩原村	維持補修費(計)/標準財政規模(%)	0.1													
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)	0.0													
西会津町	維持補修費(計)/標準財政規模(%)	0.0													
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)	0.0													
磐梯町	維持補修費(計)/標準財政規模(%)	0.0													
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)	0.0													
猪苗代町	維持補修費(計)/標準財政規模(%)	0.0				0.0	0.1	0.0							
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)	0.0				0.0	0.0	0.0							
会津坂下町	維持補修費(計)/標準財政規模(%)	0.0													
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)	0.0													
湯川村	維持補修費(計)/標準財政規模(%)	0.4													
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)	0.4													
柳津町	維持補修費(計)/標準財政規模(%)			0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.4	0.4	0.6	0.5	0.1	0.1	0.1
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)			0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
三島町	維持補修費(計)/標準財政規模(%)									0.2					
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)									0.2					
金山町	維持補修費(計)/標準財政規模(%)														
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)														
昭和村	維持補修費(計)/標準財政規模(%)														
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)														
会津美里町	維持補修費(計)/標準財政規模(%)	0.0		0.0	0.0				0.0	0.1	0.2				
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)	0.0		0.0	0.0				0.0	0.0	0.0				
下郷町	維持補修費(計)/標準財政規模(%)	0.1							0.0		0.2				
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)	0.1							0.0		0.0				
檜枝岐村	維持補修費(計)/標準財政規模(%)														
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)														
只見町	維持補修費(計)/標準財政規模(%)				0.0										
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)				0.0										
南会津町	維持補修費(計)/標準財政規模(%)	0.1			0.0		0.0	0.0							
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)	0.0			0.0		0.0	0.0							

注) 空欄は維持補修費がゼロであったことを示す。

出所) 『地方財政状況調査』を資料として筆者が作成



表8 復旧・復興事業経費における維持補修費(計)ならびに維持補修費(一般財源等)の標準財政規模に対する割合(%)の推移(2011~24)
—福島県浜通り各市町村—

		2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
相馬市	維持補修費(計)/標準財政規模(%)	0.1							0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)	0.1							0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
南相馬市	維持補修費(計)/標準財政規模(%)	0.3	0.2	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.0	0.1	2.2	0.5	0.4
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)	0.2	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
広野町	維持補修費(計)/標準財政規模(%)	0.1	1.5	0.3	0.1	1.2		2.9	0.0	0.1		0.2	0.0	0.4	
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)	0.1	0.5	0.2	0.0	1.0		0.9	0.0	0.1		0.2	0.0	0.4	
楢葉町	維持補修費(計)/標準財政規模(%)	0.2	1.5	0.8	2.0	1.8	2.0	2.8	3.5	4.2	2.2	4.4	4.7	2.5	2.4
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)	0.1	0.4	0.4	0.5	0.3	0.1	0.1	0.2	0.9	0.9	0.9	0.5	0.3	0.4
富岡町	維持補修費(計)/標準財政規模(%)				0.1	0.0	0.0			14.1	6.3	9.2	9.4	6.8	7.6
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)				0.0	0.0	0.0			0.2	0.4	0.2	2.1	0.4	2.9
川内村	維持補修費(計)/標準財政規模(%)	3.5	0.0	1.0	2.9	0.1	2.5	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0			
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)	3.5	0.0	0.0	0.7	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
大熊町	維持補修費(計)/標準財政規模(%)	2.6	0.2	1.2	1.6	1.8	3.7	3.5	3.7	5.5	4.5	3.5	3.9	3.6	3.5
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)	2.6	0.2	0.3	0.4	0.1	0.1	0.0	0.3	2.5	1.8	0.7	0.5	0.6	1.3
双葉町	維持補修費(計)/標準財政規模(%)		0.0	0.0										0.0	0.0
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)		0.0	0.0										0.0	0.0
浪江町	維持補修費(計)/標準財政規模(%)		0.1	0.0	0.0	1.5	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)		0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
葛尾村	維持補修費(計)/標準財政規模(%)	0.6	0.0	2.4	6.9	10.5	8.2	11.2	10.0	6.5	0.2	6.4	9.2	8.3	9.2
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)	0.6	0.0	0.4	0.4	0.9	1.2	1.9	2.7	0.0	0.1	0.1	0.4	1.1	1.6
新地町	維持補修費(計)/標準財政規模(%)	0.3									2.7	0.0	0.0	0.0	0.1
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)	0.3									0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
飯館村	維持補修費(計)/標準財政規模(%)	0.1	2.7	1.9	1.6	7.5	18.3	10.9	31.0	41.4	57.1	47.1	22.0	6.2	10.7
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)	0.1	0.9	0.1	0.2	0.8	1.0	1.4	0.3	2.0	2.0	3.0	2.3	1.8	3.4
いわき市	維持補修費(計)/標準財政規模(%)	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.7	0.6	0.3	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0
	維持補修費(一般財源等)/標準財政規模(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.6	0.6	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

注) 空欄は維持補修費がゼロであったことを示す。

出所) 『地方財政状況調査』を資料として筆者が作成

8. まとめ

(1) 震災復興特別交付税の標準財政規模に対する割合を指標として、福島県内市町村における震災復興特別交付税の交付状況を見ると次のことがいえる。15 市町村の割合が集中復興期間(2011~15)から群を抜いて大きく、復興・創生期間(2016~20)においてさらに割合が大きく、第 2 期復興・創生期間(2021~24)においても割合が大きい。このことは大きな特徴である。

(2) 復旧・復興事業経費における普通建設事業費(補助)の標準財政規模に対する割合を指標として、福島県内市町村における復興のための普通建設事業(補助)の実施状況を見ると、次のことがいえる。15 市町村の割合が集中復興期間(2011~15)から大きく、復興・創生期間(2016~20)においてさらに割合が大きく、第 2 期復興・創生期間(2021~24)においても割合が大きい。

また、標準財政規模に対する割合も、一つの地方自治体が継続してできる復興事業の規模としては、かなり大きな規模になっている。これを可能にしたのは、震災復興特別交付税と考えられる。

(3) 復旧・復興事業経費における災害復旧事業費(補助)の標準財政規模に対する割合を指標

として、福島県内市町村における復興のための災害復旧事業(補助)の実施状況を見ると、次のことがいえる。川内村と新地町を除けば 15 市町村の割合が他の市町村の割合と比べて突出していることはない。

第 2 期復興・創生期間(2021~24)の 15 市町村の割合が他の市町村と比べてやや大きい。復旧・復興事業経費における災害復旧事業費(補助)の標準財政規模に対する割合は、普通建設事業費(補助)に対する標準財政規模に比べてかなり小さい。

(4)復旧・復興事業経費における災害復旧事業費(単独)の標準財政規模に対する割合を指標として、福島県内市町村における復興のための災害復旧事業(単独)の実施状況を見ると、次のことがいえる。15 市町村の割合が他の市町村の割合と比べて突出していることはない。

復興・創生期間(2016~20)と第 2 期復興・創生期間(2021~24)の 15 市町村の割合が他の市町村と比べてやや大きい。復旧・復興事業経費における災害復旧事業費(単独)の標準財政規模に対する割合は、普通建設事業費(補助)に対する標準財政規模に比べてかなり小さい。

(5)復旧・復興事業経費における普通建設事業費(単独)の標準財政規模に対する割合を指標として、福島県内市町村における復興のための普通建設事業費(単独)の実施状況を見ると、次のことがいえる。割合は普通建設事業費(補助)と比べてかなり小さく、災害復旧事業費(補助)と同規模あるいはやや小さいが、15 市町村の割合が他の市町村の割合と比べて突出している。復興・創生期間(2016~20)と第 2 期復興・創生期間(2021~24)において、15 市町村の割合が他の市町村と比べてやや大きい。

(6)福島県内市町村、とくに、15市町村の東日本大震災の復旧・復興事業にともなう維持補修費の動向を、復旧・復興事業経費における維持補修費の標準財政規模を指標としてみた。維持補修費として、維持補修費(計)と維持補修費(一般財源等)の2つを採用した。後者は、当該地方自治体に対する財政負担と見なせる。維持補修費(計)の標準財政規模に対する割合が国庫補助金等の特定財源によりかなりの程度大きくなっている自治体が 15 市町村に見られる。また、富岡町と飯館村については、維持補修費(一般財源等)の標準財政規模に対する割合が 3%を超え、今後はさらに上昇する可能性がある。会津、中通りの市町村の維持補修費の標準財政規模に対する割合が小さい。

参考文献

1. 井上博夫「東日本大震災復興財政 10 年の検証」RESEARCH BUREAU 論究(第 18 号)(2021.12)pp.1~24
2. 岡田豊「過去の震災時の教訓から考える「復興」のあり方～迅速な復興の難しさ～」『みずほ総研論集 2011 年Ⅲ号』
3. 中川雅之、斎藤誠「防災集団移転事業等の復興政策の現状と課題」日本大学経済学部 Discussion Paper No.2014~15 2014 年 11 月
4. 福島県内各市町村『公共施設等総合管理計画』